

第5章 策定にあたって

1 基本方向

(1) 建設業施策の位置づけ

国が平成7年に策定した「建設産業政策大綱」が掲げる3つの目標や道が平成10年に策定した「北海道建設業振興アクションプログラム」が掲げる6つの推進目標、平成14年度から全庁を挙げて推進してきた「建設業等のソフトランディング対策」における”建設業の経営体質強化”と”新分野進出”という2つの柱、また平成17年から取り組んだ「建設業経営効率化」などの目標や政策の大きな方向性は、現在も変わっていないとの考えのもとに、これまでの取組を引き続き進めていくとともに、建設業を取り巻く環境の変化を踏まえ、建設業への支援に向け、今後5年間に重点的かつ集中的に取り組むべき施策や緊急的に取り組むべき施策を取りまとめ、改革の方向を示すものである。

(2) 各機関等の役割

建設業が抱える様々な課題に的確に対応するためには、各企業、業界団体、行政機関が、それぞれの役割を十分認識するとともに、それぞれの機関等が連携を図りながら様々な取組を積極的に実施していくことが必要である。

【各企業】 各企業は、道の支援策等を活用しながら、自助努力・自己責任において、様々な改革に取り組んでいく。

【建設業団体】 建設業団体は、自ら改革のための取組を進めていくとともに、各企業が行う取組に対して各種の支援策を実施していく。

【道】 道は、各企業や建設業団体に取り組む改革が円滑に進むための支援や、「技術と経営に優れた企業」が正しく評価され成長できる、公正な市場環境づくりについて全庁を挙げて取り組む。

(3) 推進期間

道では、本道の建設業の進むべき方向とその具体化に向けた方策を示し、平成10年度から19年度を推進期間とする「北海道建設業振興アクションプログラム」を中心として、建設業の振興に取り組んできた。

「支援プラン」の推進について、後述する「4つの改革」の方向を踏まえ、これを実現し、本道の建設業への支援に向け、「技術と経営に優れた企業」が成長するための取組を加速させるためには、今後、重点的、かつ一定期間に集中的に施策を講じることがより効果的であることから、その「支援プラン」の期間を、平成20年度から平成24年度までの5年間と設定し、環境の大きな変化などの必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

2 策定の視点

(1) 建設業施策の範囲

- ① 建設業への支援を行うには、まず個々の企業及び業界の自助努力が基本となるが、個別の企業努力だけでは解決できない事項や、市場機能だけでは限界があるものなどについては、行政として地域経済社会の発展のための共通の基盤づくりに向けた取組を進めることも必要であることから、道として取り組むべき建設業への支援に関連する施策について、総合的に取りまとめた。
- ② 建設生産システムは、設計、コンサルタント、地質調査、測量、建設資材や建設機械の調達、施工、さらには解体等の様々な工程が有機的に連携して、はじめて機能するものである。「支援プラン」では、建設業の大半を占める土木や建築などの建設業に関する施策が中心となるが、施策の展開にあたっては、一連の建設生産システムを視野に入れ取りまとめた。

(2) 建設業施策と公共発注の役割

建設業施策には、建設業を所管する立場からの施策と公共事業を所管する発注者の立場からの施策があるが、全国においては建設投資の約4割を、道内においては5割以上を公共投資が占めており、公共投資が産業構造に与える影響は極めて大きいものがある。

建設業への支援施策の展開にあたっては、公共発注の持つ影響力の大きさを十分考慮するとともに、地域経済や雇用等にも配慮しながら公共工事における入札・契約制度に関する取組についても取りまとめた。

(3) 本道の建設業の特性などの考慮

道内建設業への支援施策の策定にあたっては、国の政策との連携を図りながら、以下のような本道の建設業の特性や地域の実態等を考慮して取りまとめた。

- ① 本道の建設業は、経営基盤の脆弱な中小企業でそのほとんどが占められており、今後長期的に建設投資の縮減が見込まれる中で、一層、競争の激化などによる経営環境の悪化が懸念される。
- ② 道内における建設投資のうち5割以上が公共投資で占められているため、公共工事においては、適正な競争環境の下で、透明で公正な入札・契約制度の整備が特に重要である。
- ③ 積雪寒冷地である本道では、冬期間の施工条件に制約を受けるが、季節労働者を含めた従業員の雇用の安定や効率的な建設生産活動を推進するため、端境期対策などを講じていく必要がある。

(4) 中小企業政策との調整

本道の建設業はそのほとんどが中小企業で占められており、その支援方策として、「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」に基づき、公共工事等において事業の効率的な執行に配慮しつつ、道内中小建設業者の受注機会の確保に努めてきており、これらとの調整を図りながら取りまとめた。

(5) 新・北海道総合計画等との調整

「新・北海道総合計画」※の政策展開の基本方向（基本構想編第3章）における”強みと可能性を生かした力強い経済・産業”の”建設業・住宅産業の新たな展開”「北海道新生プラン・第Ⅱ章」※の基本政策である”経済の活性化と安心の雇用環境づくり”や「北海道経済活性化戦略ビジョン」※の”活力ある北海道経済の創造に向けた3つの戦略方向”などとの整合性を図り取りまとめた。

(6) 国の建設産業政策との調整

国においては、「建設産業政策大綱」や具体的な推進事業を取りまとめた「構造改善戦略プログラム」※、「建設産業構造改善推進3ヶ年計画」※、「建設産業構造改善推進プログラム2004」※、また「大綱」策定後の状況変化に対応した構造改革の方向と建設産業政策を示した「建設産業政策2007」※などに基づき、建設業における構造改善の取組を推進してきている。

「支援プラン」においては、これら国の政策との連携に留意しつつ取りまとめた。

(7) 道の行財政改革との調整

道では、今後、財政の収支不足の拡大も見込まれる状況にあることから、赤字財政再建団体への転落を回避するため、平成18年に策定した「新たな行財政改革の取組」を改訂し、新たな収支対策として、平成20年度から26年度までの7年間における投資的経費※について、これまで以上に縮減を行うことにしている。

「支援プラン」においては、こうした公共事業費のさらなる削減により、地域の経済・雇用を支える建設業は大きな影響を受けることから、緊急的な対策についても取りまとめた。